

## 農地法第3条の標準処理期間の設定について

島牧村農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めます。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（知事許可事案）	60日
	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30日

※ また、下記に記載した農地法3条許可事務処理の関係資料等を農業委員会事務所へ備え付けていますので、お気軽にご相談ください。

### 記

1. 「農地の売買、贈与、賃借等の許可」（許可のポイント、申請から許可の流れ）
2. 「申請書記入マニュアル」
3. 「必要書類一覧」
4. 「必要書類チェックリスト」
5. 「申請書受付のお知らせ」
6. 「総会開催予定日」「受付締切日」「許可書予定交付日」一覧